

地域密着型特別養護老人ホーム
第2清流苑

ご利用のご案内



～ やさしく ゆったり よりそって ～

地域密着型特別養護老人ホーム
第2清流苑

事業所番号 1196300063

目 次

1. 入居申し込みから利用までの流れ
2. 施設サービスの内容
3. 第2 清流苑入居を希望される皆様へ
4. 第2 清流苑における個人情報保護方針
5. 第2 清流苑料金表
6. 施設平面図



～ 入所申込みからご利用までのご案内 ～

この度は地域密着型特別養護老人ホーム 第2 清流苑 の入所申込書類をご請求いただき、ありがとうございます。「やさしく・ゆったり・よりそって」の基本理念に基づき、安心して暮らせる街づくりのお役に立てるよう努めたいと思っております。

お申込みにあたりましては、申し込み書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、第2 清流苑までお持ちいただくか、ご郵送下さいますようお願いいたします。

また、ご来苑・ご見学の際には、事前にお電話にて日時のご連絡をお願いします。その他、ご不明な点などがございましたら担当の生活相談員までお願いいたします。

入居の対象となる方

- ① 日高市にお住まいの方（住民票がある方）
- ② 介護保険上で要介護3～5と認定されている方で、認定の有効期間等の要件を満たしている方
※要介護1又は要介護2の方でも、特例に該当すると判断された場合は入所申し込み出来ます。
判断が難しい時には、保険者市町村に意見を求める場合があります。
特例での入所が必要な際も同様で、保険者市町村に意見を求める事となります。
- ③ 入院治療を必要とせず、病状が安定している方（点滴治療・経管栄養・放射線治療など）
- ④ 伝染病・感染症疾患で治療を要しない方

申込み書類の提出について

- ☐ ① 入所申込書（その1）から（その4）を記入したもの
- ☐ ② 介護保険証のコピー（3つ折りの保険証を全て開いてコピーしてください）
- ☐ ③ 介護負担割合証のコピー
- ☐ ④ サービス利用表のコピー

（担当のケアマネージャーが毎月作成・交付する在宅サービスの利用計画表です。2枚目の別表も含めて最新のもののコピー。在宅サービスを利用していない、あるいは、施設・病院に長期入所・入院の方は必要ありません。）

※ 上記の書類を揃えて、当施設の受付窓口へ直接お持ちいただくか、ご郵送ください。

施設サービスの内容

- ① 日常生活に必要な介護サービス等を、利用者個々の心身の状態に応じて、施設サービス計画書に基づき、提供いたします。

利 用 料

- ① 介護保険法に基づく「介護給付対象サービス」の費用（負担割証により料金が異なります）
- ② 介護保険対象外サービスの費用 ※ 別紙 料金表をご参照ください
(入居一時金等はありません)

待機から入所までの流れ



そ の 他

- ① お申込みから入居までに、かなりの期間を要してしまうことがあります。予めご承知おきください。
- ② お申込み後の状態の変化や、申込み・待機の取り消しについて
お申込み後にご本人様の身体状況や介護者の状況に変化があった場合は、必ず施設にご連絡をお願いいたします。「入所変更届」「申込取下げ届」がございますが、お電話での連絡でも構いません。

生活の場としての施設・・・

衣

食

住



～ 居室 ～

明るく、広々とした個室（約8畳）をご用意しております。



～ ホール ～

日中、窓からは暖かい日差しが差し込みます。
また、武蔵台を展望することができます。



～ 廊下 ～

浴室から食堂へつながる廊下で、左右に入居者様のお部屋がございます。



～ 機械浴室 ～

ストレッチャーを使用することで、寝たまま
ゆっくりと入浴していただけます。



～ 浴室 ～

マンツーマン対応の個浴でゆっくりと入浴し
ていただくことができます。

入所をご希望される皆様へ

地域密着型特別養護老人ホーム
「第2清流苑」

はじめに

- ◇ 清流苑では、随時入所相談・施設見学のご案内をさせていただきます。

- ◇ 相互の同意に基づいた適正な入所契約を行うためには、実際に施設を見学していただき、担当者から詳細な説明をさせていただき、ご納得いただいた上で入所申込みをしていただく事が必要だと考えています。
施設への入所はご本人様にとって大きな生活環境の変化であり、ご家族様にとっても重要な問題であると考えています。

- ◇ ご説明させていただく内容は、概ね次の通りです。
 - 1) 介護保険施設3種類の概要
 - 2) 地域密着型特別養護老人ホーム「第2清流苑」の入所基準及び、待機者状況
 - 3) 当苑の介護サービス内容と利用料金
 - 4) 埼玉県 特別養護老人ホーム 入所基準表
第2清流苑 入所規程内容

はじめに 2

- ◇ 埼玉県内の施設入所の申込みは、埼玉県の入所指針に基づき実施されています。

- ◇ 入所の対象となる方は、要介護度3から要介護度5の認定を受けている方で、常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方となっています。埼玉県の基準により、入所の必要度が高いと判断された方からの入所となり、申し込み順ではありません。

- ◇ あらかじめ入所基準についてご理解をいただいた上で、ご検討・お申し込みをお願いいたします。

- ◇ 入所申込みに際して、他の介護保健施設（介護老人保健施設・介護療養型医療施設・グループホームなど）との制度上の違いや、他の特別養護老人ホームのそれぞれの特長などをご承知いただき、さらに当苑のサービス内容や料金体系などをご納得いただいた上で、入所申込みをしていただきたいと考えています。

はじめに 3

- ◇ 待機期間中につきましては、ご本人・ご家族様とお悩みが多いと推察しております。入所に至るまでの様々な援助方法についてのご相談につきましても、遠慮なくお申し出下さいますようお願い申し上げます。
- ◇ 複数の施設に入所申込みをいただくことは自由です。各施設をご自身やご家族様の目でご覧になり、担当者から直接説明を受けた上で、希望の施設を選択されますようおすすめ致します。
- ◇ 入所につきましては、大変な決断と葛藤があるだろうと思っております。介護保険制度では、利用者と事業者との私的契約によってサービスが行われ、利用料の一部を直接施設にお支払いいただく仕組みです。当苑といたしましても、利用者に不利益な対応にならないよう努力を重ねて参りますが、皆様方も様々な施設やサービスを十分にご理解いただいた上で、ご検討下さい。

ご利用者やご家族の満足度が少しでも高いものになりますよう、おすすめさせていただきたいと考えております。

介護施設の種類

- ◇ 医療対応の濃さなどが異なり、料金にも差が生じます。
老人保健施設・療養型医療施設（病院の一部）は、治療やリハビリを目的とした施設であり、永住型ではなく利用型の施設です。

療養型医療施設は、病院の一部で医師が常駐しており、医療的な依存度が高い方でも受け入れ可能なケースが多く見られます。

老人保健施設は、リハビリを主に行いながら介護を受け、在宅復帰を支援する施設です。常勤の医師がおり、看護師やリハビリの専門スタッフが充実しております。

特別養護老人ホームは、居住する施設であり、生活全般の援助をさせていただきます。勤務する職員はほとんどが介護職員であり、リハビリを希望される方や医療的依存度が高い方のお受け入れは困難なケースが多く見られます。住居としての施設ですから住民票を移すことも可能で、退所の要素が無ければ永住も可能です。

医療の濃さなどによる介護報酬の差があるため、利用料金に反映されています。

- ◇ **地域密着型特別養護老人ホーム 第2清流苑**
特別養護老人ホーム清流苑（長期入所75床、短期入所5床、ユニット型）を母体とし、サテライト型施設として第2清流苑（長期20床、ユニット型）があります。

埼玉県 特別養護老人ホーム 入所基準について

- ◇ 評価基準は点数制となっており、入所申込書類にご記入いただいた内容により採点させていただき、点数の高い方から優先的に入所していただく仕組みです。

- ◇ 評価基準の内容について
 - 1) 介護の必要の程度、及び、心身の特性
要介護度や認知症による不適応行動について評価された総合点（最高点34点）

 - 2) 介護者の状況
主に介護にあたる方・その次に介護にあたる方の状況を評価した合計点（最高点 42点）
（高齢者のみの世帯、介護する者がいない単身生活者についての評価もあり）

 - 3) 在宅介護サービスの利用状況と介護期間
月間のサービス利用限度基準額に対する利用率と介護期間について評価された総合点（最高14点）

 - 4) 本人の住所地
施設所在地から本人の住所地までの距離を評価した点数（最高10点）

第2清流苑の入所規程内容

◇ 第2清流苑の入所規程では、「埼玉県 特別養護老人ホーム 入所基準」での評価に加えて、下記の3点の評価規程を設けております。

① 申込み期間・年齢

部屋の数に限りがございます。そこで、申し込み期間の長い方や、ある一定の年齢を超えた方については独自の採点基準により加点させていただきます。

② 在宅サービスの利用度

介護サービスの連続性や介護環境の継続性を考慮し、入所希望者が慣れ親しんでいる施設にご入所いただけるように、優先しております。

④ 性別の考慮

同点の有無にかかわらず、男女の割合やユニットの男女構成等を考慮しております。

医療行為必要者への対応

- ◇ 夜間は医師や看護師が勤務しておりません。日中は平日で2名程度、日祭日は1名の看護師が医療的な対応を行っている状況を考慮し、次のように規定しています。

病院などとは異なる「生活の場の施設」であることをご理解ください。

- 1) 経管栄養（鼻腔・胃ろうを含む）、カニューレ使用者、インスリン注射対応者、在宅酸素使用者、I V H使用者、胆汁チューブ使用者、人工透析通院必要者など、施設での医療的な対応の限界を超える方については入所することが出来ません。
- 2) 疥癬などの他者へ感染する可能性がある疾患を有する場合は、完治するまでは入所することができません。
- 3) その他、病状が安定せず入退院を繰り返している状況の方、お持ちの疾患により専門医への受診等が必要な方などにつきましては、施設での対応が可能かどうか個別に相談させていただいております。

特別な事由による優先入所

◇ 次に該当する場合は特別な事由による優先入所となります。

- 1) 家族から遺棄、虐待を受けている場合、認知症等により意思能力が乏しく、代理する家族が無いなど、契約の締結ができない場合等の理由により行われる「老人福祉法による措置入所」の場合。
- 2) 災害・事故等により緊急入所が必要となり、日高市から依頼を受けた場合。
- 3) 要介護認定更新・変更時に、自立・要支援と判定され退所された後、再入所が必要となった場合。
- 4) 長期入院により退所し、再入所が必要となった場合。
- 5) 上記 1～4 以外の理由により、施設長の申込により入所検討会議で検討し、同意された場合。

◇ 要介護度への配慮

介護士＋看護師の配置人数は、利用者 3 人に対して 1 人という基準があり、健全な施設経営を維持する見地より、第 2 清流苑の平均要介護度を勘案して、入所を決定していきます。

要介護度 1・2の方の特例的な入所要件

◇ 要介護 1 又は要介護 2 の方であっても施設への特例的な入所（以下「特例入所」という）の要件に該当すれば入所対象者となります。

1) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては以下の事情を考慮する事とします。

ア 認知症であるものであって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる事。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる事。

ウ 家族等による申告な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められる事。

◇ 要介護 1 又は要介護 2 の入所申し込み者が特例入所者に該当するか否かを判断するにあたっては、以下のような取扱いにより、施設と入所申し込み者の保険者市町村との間で情報の共有を行います。

ア 要介護 1 又は要介護 2 の者から入所申し込みを受けた時は、保険者市町村に報告します。
また、施設は当該申し込み者が特例入所者に該当するか否かを判断するにあたっては、保険者市町村に意見を求める事ができます。

イ 意見を求められた保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制の状況、介護支援専門員等から居宅における生活困難度の聴取等を踏まえ、施設に対して意見を表明します。
なお、保険者市町村は必要に応じて入所検討委員会に出席し意見を表明できるとしています。

ウ 施設は、入所順位決定の手続きにおいては、必要に応じて、「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求める事があります。

清流苑 入所検討委員会

◇ 「埼玉県入所順位評価基準」に加え、清流苑の評価規程や医療行為必要度等を勘案して、入所の決定をしております。

◇ 第2清流苑 入所検討委員会

1) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護師、介護支援専門員、管理栄養士、第三者委員などで構成されています。

2) 毎月一回、施設内で開催しております。

3) 委員会の審議は、プライバシー保護のため非公開です。

第2清流苑の特徴

◇ 第2清流苑の特徴

第2清流苑は、清流苑のサテライト型施設として平成26年5月にユニットケアを行う完全個室の20床を開設しました。

併設事業所としては、1階部分に365日、在宅サービスが可能な、小規模多機能型居宅サービス武蔵台（登録者数25名）と、地域の窓口としてご利用いただける、地域包括支援センター武蔵台の2つの事業所を構え、3事業が連携を取ることで、日高市民の地域サービスのお手伝いをさせていただければと思います。

◇ 地域密着型サービスとは

住み慣れた自宅や地域での生活の継続することを目的としているため、日高市の地域密着型サービスを利用できる方は、要支援・要介護の認定を受けた日高市民のみの利用となります。

★地域密着型介護老人福祉施設（第2清流苑）

→定員29名以下の特別養護老人ホームの事で、主に食事入浴・排泄などの生活介護が受けられるサービスです。

★小規模多機能型居宅介護（小規模多機能居宅介護武蔵台）

→事業所への「通い」を中心として、一人ひとりの生活に合わせて、自宅への「訪問」や事業所への「泊り」ができ、在宅生活を支える24時間365日のサービスです。

◇ ユニットケア

ユニットケアとは、お一人お一人の個性や生活のペースに合わせて、また、職員や他入所者との人間関係を構築しながら日常生活を営むことができるように介護を行う方法です。全室個室で10名単位と少人数のユニット内に、リビング・浴室・台所・洗面所・居室・トイレなどが設置されており、ユニットが1軒の家のような造りになっています。そのため、ユニットの中で生活が完結し、より家庭に近い環境で生活を営むことができます。ユニットの出入り口は玄関で、廊下は一般家庭で言うならば外の道路と同じと考えます。

◇ 武蔵台病院の関連施設

医師は常駐しておりませんが、武蔵台病院から嘱託医が週1回来苑されて、皆様の健康管理がなされます。他に、歯科医師が隔週、歯科衛生士が毎週来苑され、診察や療養上の指導がなされております。

◇ 地域・ボランティアの協力と個別対応

地域の方々のご協力や、ボランティアの方々のご協力により、歌や踊り、楽器演奏、絵画教室など、楽しみや交流の場も提供しております。

通院・入院・ターミナルケアなど

- ◇ 特別養護老人ホームは、生活施設であり、医療施設ではありません。
従って、必要時には通院・入院をすることがあり、ご家族がある場合にはご家族様に対応していただきます。

- ◇ 入院の場合には、退院の見込みがある方に限り、ベッドを確保させていただきます。3ヶ月以内に退院できない、と医師より診断があった場合には、一旦契約解除となります。
ただし、再度当施設での生活が可能、と医師から診断を受けた場合には、優先的に入所の準備をさせていただきます。その際には入院前と同じお部屋に再入所することは難しくなります。

- ◇ ターミナルケア（終末期の介護）は、その時の病状を勘案と、ご本人様・ご家族様の意向などによって、施設で行うことが可能な場合があります。

利用料金と財産管理方法

◇ 利用料金について

別紙「地域密着型特別養護老人ホーム 第2清流苑
ご利用者料金表」にて説明させていただきます。料金
表にある「1ヶ月あたりの料金の目安」の他に負担と
なる費用としては、当苑ご利用中の方で、概算月あた
り5,000円～10,000円程度となります。（理
美容の実施頻度や服薬内容などの使用の有無により
ます。）

◇ 財産管理について

財産管理は、基本的にはご家族様になさっていただき
ます。身寄りの無い方につきましては成年後見人を立
てていただきます。

当苑でお預かり、管理させていただくものは日常生活
の範囲のものです。「小口現金」という名目でお預か
りし、一日50円（月約1,500円）の管理費をい
ただきます。医療費（外来・処方薬等）・理美容・希
望食・行事活動費・その他ご依頼により購入した物な
どの支払いに充てさせていただきます。

ご本人様・ご家族様へのお願いなど

- ◇ 可能な範囲で自立を促し、介護の部分について支援をさせていただく施設です。
ご自分でできる部分はご自分で行っていただき、直接的な介護以外の部分につきましてはご家族様に担当させていただきます。
- ◇ ご家族様の面会は、朝7時～夜20時で、なるべく多くの面会をお願いしています。外出や外泊も推奨しております。ご家族様とのつながりは、利用者の満足度を高め、施設生活を安定させるポイントです。
- ◇ ご家族様には、施設の援助内容をご理解いただき、積極的に協力させていただきます。
- ◇ 入所に際しましては契約書を交わしますが、ご本人様が契約を理解できない場合などには、ご家族様の代表者に代理人として対応させていただきます。
- ◇ ご本人様・ご家族様からの意見・提言などは積極的に受け入れます。（施設玄関に、ご意見箱を設置しております。）
- ◇ 第三者委員による相談窓口を設置しております。遠慮無くご相談下さい。

ご相談・お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。
(平日8:30～17:30)

担当者　：地域密着型特別養護老人ホーム　第2清流苑
生活相談員まで

電話　　：　０４２－９８２－５０００

FAX　　：　０４２－９８２－３３０２

ホームページ　：　<http://seiryuen-musashikai.com>
(今後、変更となる可能性がございます)

入所のお申し込みについては、施設での詳細な説明を受けた上で、受け付けております。お気軽にご相談下さい。

また、予約なしでのご来苑の場合は、対応が難しいこともございますので、事前にご予約を行った後、ご来苑いただきますようお願い致します。

尚、待機期間中の介護相談や、様々な在宅サービス利用のご相談につきましては、お近くの地域包括支援センター、もしくは、ご担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）へお問い合わせ下さい。

～ 清流苑における個人情報保護方針 ～

当施設では、ご利用者に心優しい介護と安心を提供するために、個人情報適切に管理することを社会的責務と考えます。

そこで、以下の保護方針に基づき職員一体となって、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報を保護・管理する体制を確立し、情報を適切に管理します。
2. 個人情報の収集目的および利用範囲を利用者に明示します。
3. 個人情報への不正アクセスや、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えいの予防に努めます。
4. 個人情報の内容確認・利用の変更や訂正のお申し出には、調査の上、適切に対応いたします。
5. 個人情報保護に関する法令を遵守します。
6. 個人情報の遵守規定を徹底させるために、教育活動および監視を実施し、継続的な見直し・改善に努めます。
7. 個人情報に関するお問い合わせは、生活相談員・事務所までお申し出ください。

平成 27 年 4 月 1 日
地域密着型特別養護老人ホーム 第2 清流苑
施設長 浅見 和弘

～ 個人情報情報の使用目的 ～

当施設では、皆様に安心してご利用いただけるように、お預かりさせていただいた個人情報情報の使用目的について明示し、これを遵守して参ります。

- ① 介護支援業務の遂行
- ② サービス担当者会議等での情報共有
- ③ 各サービス担当者、提携病院・歯科医院などとの情報共有
- ④ 研修・勉強会等における匿名下での事例発表
- ⑤ 国保連への介護サービス費請求等に必要な事務管理
- ⑥ その他、官公庁等による法律法規上の照会時

尚、本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではございません（救急病院への情報伝達など）

また、利用目的が変更される場合は、変更事由を説明し、同意をいただいた上で利用変更します。

平成 27 年 4 月 1 日
地域密着型特別養護老人ホーム 第2 清流苑
施設長 浅見 和弘

◇地域密着型特別養護老人ホーム 第2清流苑 料金表 H27年 8月

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	介護サービス費	¥634	¥701	¥773	¥840	¥907
	居住費	¥820	¥820	¥820	¥820	¥820
	食費	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300
	金銭管理費	¥50	¥50	¥50	¥50	¥50
	教養娯楽費	¥30	¥30	¥30	¥30	¥30
	月額（30日）	¥55,020	¥57,030	¥59,190	¥61,200	¥63,210
第2段階	介護サービス費	¥634	¥701	¥773	¥840	¥907
	居住費	¥820	¥820	¥820	¥820	¥820
	食費	¥390	¥390	¥390	¥390	¥390
	金銭管理費	¥50	¥50	¥50	¥50	¥50
	教養娯楽費	¥30	¥30	¥30	¥30	¥30
	月額（30日）	¥57,720	¥59,730	¥61,890	¥63,900	¥65,910
第3段階	介護サービス費	¥634	¥701	¥773	¥840	¥907
	居住費	¥1,310	¥1,310	¥1,310	¥1,310	¥1,310
	食費	¥650	¥650	¥650	¥650	¥650
	金銭管理費	¥50	¥50	¥50	¥50	¥50
	教養娯楽費	¥30	¥30	¥30	¥30	¥30
	月額（30日）	¥80,220	¥82,230	¥84,390	¥86,400	¥88,410
第4段階	介護サービス費	¥634	¥701	¥773	¥840	¥907
	居住費	¥2,500	¥2,500	¥2,500	¥2,500	¥2,500
	食費	¥1,380	¥1,380	¥1,380	¥1,380	¥1,380
	金銭管理費	¥50	¥50	¥50	¥50	¥50
	教養娯楽費	¥30	¥30	¥30	¥30	¥30
	月額（30日）	¥137,820	¥139,830	¥141,990	¥144,000	¥146,010
2割負担の方（30日）		¥156,840	¥160,860	¥165,180	¥169,200	¥173,220

※1 保険者（市役所など）から「介護保険負担限度額認定証」を交付されている方は、「食費」「居住費」の負担額の減免を受ける事が出来ます。

※2 負担限度額認定要件、介護負担が2割の該当に関しましては、保険者（日高市）にご確認ください。

○各加算について（介護給付対象・1割負担の金額）

- ・初期加算・・・31円（入居後30日間に限り掛かる費用）または1ヶ月を越える入院後の再入所の際に加算されます。
- ・外泊加算・・・249円 外泊や入院のため、施設に在所していない場合であっても外泊または入院の翌日から6日間（月をまたいで連続した場合は最長12日間）外泊時費用が自己負担となります（月6回が限度）
- ・看護体制加算（Ⅰ）イ・・・13円（常勤の看護師を1名配置している場合）
- ・看護体制加算（Ⅱ）イ・・・24円（看護職員が2名以上配置され、24時間オンコール体制が取れる場合）
- ・療養食加算・・・18円（心臓病・糖尿病など必要な方に限り）
- ・介護職員処遇改善加算・・・所定単位数に5.9%を乗じた数が加算されます。
- ・口腔衛生管理体制加算・・・1ヶ月/31円（歯科医師が介護職員に対する助言・指導を行っている）
- ・看取り加算・・・看取り期からさかのぼり最大30日間の加算となります。
（死亡日以前4日以上30日以下146円 ・死亡日以前2日または3日690円 ・死亡日1298円）

○その他の費用（介護保険外の費用）

- ・電気代（テレビ・冷蔵庫・電気毛布等をお持込された場合）・・・1日 各品目につき30円
- ・他、日常生活費、嗜好品、理美容代、医療費、歯科検診及び受診、希望食等は実費となります。
- ・オムツ代・洗濯費用に掛かる費用についてはいただいております。（介護サービス費に含まれています）
- ・外泊や入院中には、外泊加算、居住費（お部屋代）のご負担があります。（その他の費用はかかりません）
- ・料金は、介護保険関係法令の改正があった場合、ご本人の要介護認定が変わった場合、その他の場合により変更となることがあります。

地域密着型特別養護老人ホーム 第2清流苑
施設長 浅見 和弘
TEL 042-982-5000

高齢者サポートセンター 武蔵台

お申し込み・お問い合わせは・・・

地域密着特別養護老人ホーム

第2 清流苑

TEL 042-982-5000

生活相談員まで

